

## 第7章 村

### (村長の責務)

第23条 村長は、村政の代表者として、~~占冠の魅力~~を発信し、公正・公平かつ誠実に職務を執行し、むらづくりを推進するように努めます。

2 村長は、村民自らがむらづくりについて考え、行動することができるよう、行政情報を積極的に提供し、村民の意向の把握に努め、村民と情報を共有するように努めます。

~~3 村長は、職員を適切に指揮監督し、効率的な行政運営に努めます。~~

4 村長は、~~多様化する~~村民の意向に対応した行政運営を行うため、職員の能力向上に努めるとともに、効率的効果的な行政運営に努めます。

### ~~(執行機関の責務)~~

~~第24条 村の各執行機関は、法令等に基づく事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、村長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮するように努めます。~~

### (職員の責務)

第25条 職員は、~~全体の奉仕者として~~、法令を遵守し、村民の視点に立って公正・公平かつ誠実に職務の執行に努めます。

2 職員は、むらづくりに関する情報収集に努めながら、必要な能力の開発と自己啓発に努めます。

3 職員は、自らも村民の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に~~参画参加~~するように努めます。

### (行政組織)

第26条 村の行政組織は、村民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び村民のニーズに的確に対応するよう編成します。

### (審議会等)

第27条 村は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員には、公募の委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと思われる場合については、これを加えないことができます。

2 審議会等の構成員については、委員の年齢、性別、職種、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するように努めます。

3 審議会等の会議は、原則として公開します。

## 第8章 村政運営の原則

### (村政の運営)

第28条 村は、情報共有、村民~~参画参加~~及び協働のむらづくりを基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

2 村は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるように努め、計画、実施、評価及び改善の ~~P-D-C-A~~ サイクルを踏まえた村政運営を行います。

(説明責任)

第 29 条 村は、政策の計画、実施の過程において、その内容や効果等を村民等に分かりやすく説明する責任が あります。

2 村は、村民からの意見、要望、提案等に対しては、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

(総合計画)

第 30 条 村は、総合的かつ計画的な村政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 村は、総合計画を最上位の計画と位置付け、村が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 村は、社会の変化に柔軟に対応するため、向こう 5 ヶ年の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。

(法務体制)

第 31 条 村は、地域の特性を生かした政策を実行するため、自らの判断と責任において必要な条例等の制定に努めます。

2 村は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、職員の自主的な研修等を保障します。

(財政運営)

第 32 条 村は、総合計画を踏まえた占冠村一般会計財政推計を策定するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

2 村は、毎年度の予算及び決算その他村の財政状況に関する情報を村民に分かりやすく公表します。

(行政手続)

第 33 条 村は、村民の権利利益の保護を図るため、別に条例(行政手続条例)で定めます。